

令和 7 年度
農地等利用最適化推進施策の改善に関する
意 見 書 等

横手市農業委員会

令和 7 年 5 月 30 日

横手市長 高橋 大 様

横手市農業委員会

会長 飯野 正和

令和 7 年度 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書等について

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本委員会の活動に格別のご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、横手市農業委員会は、農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）第 6 条第 2 項に規定する所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等利用最適化推進に関する、①遊休農地の発生防止・解消、②担い手への農地利用の集積・集約化、③新規参入の促進の事項について、より効率的かつ効果的に実施する必要があるため、この度、法第 38 条第 1 項の規定に基づく農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見、及び農業振興の改善に関する要望書を提出いたします。

貴職におかれましては、法第 38 条第 2 項の規定に基づき、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては各意見を十分考慮し、検討経緯及び結果について関係部局からご説明いただくよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書

1 遊休農地の発生防止・解消に関すること

(1)農地パトロールによる耕作放棄地情報の共有(県・市・JA等)と支援体制の構築

利用状況調査は、担当の農地利用最適化推進委員を定め、一筆の農地ごとに必要に応じて市町村の関係部局等の協力を得て調査する旨、国から通知されている。市農業委員会では、これまでの慣例により農業委員会の構成員のみの体制により調査を推進してきたが、国が進める食料安保に向けた農地フル活用の観点から、今後は、国の通知に基づき市の関係部局等の協力が得られるよう本調査体制の改善に配慮をお願いしたい。

(2)多面的機能支払いの上乗せ措置による保全管理

農業委員会には遊休農地の発生防止・解消のための農地法第34条のあっせんや同法第36条の勧告権が付与されている。しかし、あっせんや勧告は農地中間管理機構等を通じた借受けが困難な条件不利農地では効果がないため、放任された遊休農地などは近年の豪雨災害を増長する要因となったり、樹園地や畑では病虫害発生により、隣接する優良な農地の営農に支障が生じたりしても実効的な対処方策は農業委員会にはない。また、横手市では畑地や樹園地を多面的機能支払交付金活動の対象とする組織は少ないため、水田以外の農地の遊休化への抑制効果は薄い。

さらに、農地以外の土地の不適切な管理により優良な農地の営農に支障が生じたとしても農業委員会は関与できない。このため、これらの土地に隣接する優良農地で営農する法人や農業者は、所有者に代わって小用排水路の泥上げや草刈り、病虫害に感染した樹木の伐採等の対処をせざるを得ない状況となっていることから、遊休農地については畑地や樹園地も含めて多面的機能支払交付金活動に取り組む働きかけやその働きかけが促進されるよう令和8年度に向けて同交付金の保全管理に市単独予算の上乗せ措置を講じるとともに、非農地については適切な管理に向けた実効的な対処方策に取り組むよう、それぞれの所管部局で対処を検討いただくようお願いしたい。

(3)鳥獣被害防止対策の強化

有害鳥獣被害は年々拡大傾向にあり、市においては、「獣害防止対策事業」による電気柵設置費用や誘引木伐採への補助、捕獲報奨金の交付、狩猟免許取得費用への助成などの有害鳥獣被害対策を実施しているが、中山間地域ではイノシシなどの野生動物による被害の発生が農業者の生産意欲低下と耕作放棄の要因となり、耕作放棄地の増加が野生動物の生息地拡大を招くという負の連鎖が引き起こされている。

このため、市単独予算の電気柵設置や誘引木伐採補助予算などを大幅に拡充するとともに、市において効率的な捕獲に向けた最新技術の導入や地域住民及び農業関係団体を巻き込んだ人材育成を進めるための野生動物対策を専門に行う部署を早急に設置するようお願いしたい。

2 担い手への農地利用の集積・集約化に関すること

(1)地域計画の集落説明会に向けた対応方策の事前共有

農業委員会は、地域計画の策定所管部局が設置した地区ごとの協議の場に参画し、農業者と相対して目標地図の素案作成に向けた 10 年後の耕作状況の図化に努めたところである。

しかし、昨年度実施した話し合いの場において参加者が少なく活発な意見交換まで至らなかった地区もあり、その場での意向把握やマッチングは殆どできなかった。また、全地区の地域計画（目標地図）の公告が終了しているが、協議の場において、集積及び集約化まで踏み込んだ話し合いができず現況地図に近い目標地図となっている。

このため、策定所管部局が令和 7 年度以降に予定している、「策定した地域計画の更新として集落ごとの話し合いをしながら将来の農用地の利用について考えていく」ことについては、その話し合いの前に上述について善処した具体的な対応方策等について、農業委員会をはじめとする関係機関と十分に意見交換した上で、集落ごとの話し合いに臨めるよう留意願いたい。

3 新規参入の促進に関すること

(1)新規参入(希望)者等への助成制度の整備と拡充

地域農業を支える次世代の担い手の確保は重要な課題となっている。新規就農者や多様な担い手確保に向けた取り組みが必要である。

しかし、農業資材等の高騰などの先行き不透明感から、農業技術研修生を含め新規就農者等の確保が難しい状況となっている。

このため、就農への新規参入が促進されるよう農業機械や施設の導入、種苗や資材購入などに対する本市独自の助成制度の拡充を図るほか、初期投資軽減のため、空き農業施設や中古機械などを継承できる仕組みも検討いただきたい。併せて、引き続き国・県業と綿密に連携するようお願いしたい。

(2)農業法人等の雇用の確保に向けた新たな研修制度の創設

秋田県の新規雇用就農者は、農業法人の経営規模拡大等を背景に増加し、新たな就農者全体の約7割を占めている。

横手市では、新規就農希望者向けの「よこて農業創生大学校 農業技術研修（長期実践研修）」は実施しているが、現状において、新規雇用就農者を育成するための研修は不十分と感じている。

そのため、研修母体である横手市園芸振興拠点センターは、常雇いしたい農業法人等の雇用や経営状況等を十分に調査・分析した上で、新規雇用就農者を育成するための実践研修（短期園芸研修とは異なり法人等が必要とする技術、経営手法等を取得できる研修）の開設を令和8年度の予算確保も併せて検討し、女性を含めた雇用就農者が横手市農業で活躍できるよう支援をお願いしたい。

令和7年度 農業振興の改善に関する要望書

1 担い手育成のための話し合いや環境づくり

高齢化や人口減少による農業者の減少が続く中、地域の農業、農村を次世代につなげていくためには、意欲のある若い担い手の育成が喫緊の課題である。

このため、これまで以上に関係機関との連携・協力を推進するとともに、地域課題の解決に向けて話し合う場や農業者の相談窓口など、きめ細かな情報提供を行うとともにより活発な農業活動が出来る環境づくりに力を入れていただきたい。

2 新規就農者へのフォローアップ

本市では、園芸振興拠点センターにおいて、園芸を経営の柱の1つとする農業後継者を育成するため、市内での就農を目指す農業技術研修生の受入れを行っている。

この研修生を含めて毎年数十名の方が新たに就農するなど農業者育成に一定の効果が認められるものの、現下の厳しい農業情勢において、新規就農者が安定した営農ができるよう各種支援制度の拡充を図るとともに、安心して農業経営ができるよう関係機関が連携し、各作目において技術継承が円滑に進む仕組みづくりなどフォローアップに力を入れていただきたい。

3 農業法人の支援強化

地域農業における農業法人は、耕作放棄地の増加や農業者の高齢化といった社会問題解決への貢献や、農産物の生産・供給を通じた食料確保などの重要な役割を担っている。また、新規就農や地域雇用の受け皿となるなど地域活性化に必要不可欠な存在である。

当市においても年々農業法人化が進んでおり、今後も農業経営の法人化が加速すると推測されることから、農業法人の人材育成の取り組みが重要と捉え、法人化に向けた支援を行うとともに、その人材育成に力を入れていただきたい。